一般事業主行動計画

～次世代育成支援対策推進法に基づく第７回行動計画～
～女性活躍推進法に基づく第３回行動計画～

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を充分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

◇ 策定事業主　　社会福祉法人 大分県社会福祉事業団
◇ 策　定　日　　令和２年３月１３日
◇ 変　更　日　　令和４年３月１日
◇ 計画期間　　令和２年４月１日～令和５年３月３１日（３年間）
◇ 計画内容

≪次世代育成支援対策の目標・取組≫

目標１：男性労働者の子育て応援休暇取得率４０％以上かつ育児休業取得者１名以上を目指す。

＜対策＞

○令和４年４月～　職業課程両立推進者である副所属長より、法人作成チラシ等を用いて、職員への周知活動を行う。

≪女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供≫

目標１：管理職（課長職以上）に占める女性労働者の割合を４５％とする。

＜対策＞

○通年　　人事担当者への積極的女性登用の働きかけをする。

○令和２年４月～　女性育休、産休取得及び職場復帰後の育児への応援態勢強化のため、更なる女性正規職員の常時加配を図る。

○令和２年４月～　係長以下の職員を対象に次世代を担う組織リーダー（課長級以上）要請を目的とした総括育成研修を実施する。

１，令和２年４月～
　研修内容作成
２，令和２年６月～
　研修を実施し、管理職として必要な知識や意識向上を図る。

≪職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備≫

目標２：労働者の１年間の所定労働時間を３６０時間以内とする。

＜対策＞

○令和２年４月～　周知・浸透のため、各所属の職業家庭両立推進者である副所属長が積極的に呼びかける。毎週水曜日は法人全体の「ノーザンデー」とし、周知を図る。